

補助対象事業

住宅のリフォーム	
申請者	施工業者（工事請負業者）
世帯を問わず対象工事を行うリフォーム	
1申請当たりの合計補助額が5万円以上	
要件	<p>【必須工事】</p> <p>①開口部の断熱改修 <small>1.7プラス</small></p> <p>②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修</p> <p>③エコ住宅設備の設置</p> <p>【任意工事】</p> <p>④子育て対応改修</p> <p>⑤耐震改修</p> <p>⑥バリアフリー改修</p> <p>⑦空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置</p> <p>⑧リフォーム瑕疵保険等への加入</p>
補助対象期間	<p>① 工事請負契約 令和3年11月26日～令和4年10月31日までに工事請負契約を締結したもの</p> <p>② 工事の実施 事業者登録を行った後に工事着工し、 令和4年10月31日までに工事が完成するもの ※工事請負契約後に行われる工事であること</p>

LIXIL

※令和3年12月27日国土交通省発表資料より引用

18

補助額の算定

対象のリフォーム工事の補助額の合計となります。1戸当たりの上限金額は下記表の通り。
1申請当たりの合計補助額が**5万円未満の場合は申請できません。**

世帯の属性	既存住宅購入の有無	1戸あたりの上限補助額
子育て世帯又は若者夫婦世帯	既存住宅を購入※1※2しリフォームを行う場合※3	600,000円
	上記以外のリフォームを行う場合※4	450,000円
その他の世帯※5	安心R住宅を購入※1※2しリフォームを行う場合※3	
	上記以外のリフォームを行う場合	

- ※1 売買契約額が100万円（税込）以上であること。
- ※2 令和3年11月26日以降に売買契約を締結したものに限り。
- ※3 自ら居住することを目的に購入する住宅について、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合に限る。
- ※4 自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限る。
- ※5 法人、管理組合を含む

LIXIL

※令和3年12月27日国土交通省発表資料より引用

20

対象工事と補助額（サマリー）

	対象工事内容	補助額
必須工事	①開口部の断熱改修	ガラス交換、内窓設置、外窓交換、ドア交換 2,000円～32,000円/枚or箇所
	②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修	外壁、屋根・天井、床（部分断熱の場合） 36,000円～102,000円/戸（18,000円～51,000円/戸）
	③エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯器 24,000円/戸 節水型トイレ、節湯水栓 5,000円～19,000円/台
任意工事	④子育て対応改修	<p>1)家事負担軽減 ビルトイン食洗器、掃除しやすいレンジフード、ビルトイン自動調理対応コンロ、浴室乾燥機、宅配ボックス 10,000円～20,000円/戸</p> <p>2)防犯性向上 外窓交換、ドア交換 17,000円～43,000円/箇所</p> <p>3)生活騒音への配慮 ガラス交換、内窓設置・外窓交換、ドア交換 2,000円～32,000円/枚or箇所</p> <p>4)キッチンセットの交換を伴う対面化改修 86,000円/戸</p>
	⑤耐震改修	耐震改修工事 150,000円/戸
	⑥バリアフリー改修	手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張、ホームエレベーターの新設、衝撃緩和畳の設置 5,000円～150,000円/戸
	⑦エアコンの設置	空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 19,000円～24,000円/台
	⑧リフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険への加入	7,000円/契約

LIXIL

※令和3年12月27日国土交通省発表資料より引用

19

① 開口部の断熱改修

開口部の大きさの区分及び改修方法に応じて定める下表に示す補助額に、施工箇所数を乗じて算出した補助額とします。

大きさの区分	ガラス交換※1		内窓設置※2・外窓交換		ドア交換	
	面積※3	1枚あたりの補助額	面積※4	1箇所あたりの補助額	面積※4	1箇所あたりの補助額
大	1.4㎡以上	8,000円	2.8㎡以上	21,000円	開戸:1.8㎡以上 引戸:3.0㎡以上	32,000円
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	6,000円	1.6㎡以上 2.8㎡未満	16,000円	-	-
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	2,000円	0.2㎡以上 1.6㎡未満	14,000円	開戸:1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸:1.0㎡以上 3.0㎡未満	28,000円

- ※1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。
- ※2 内窓交換を含む。
- ※3 ガラスの寸法とする。
- ※4 内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。

LIXIL

※令和3年12月27日国土交通省発表資料より引用

21

②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、下表に示す補助額とします。

	外壁	屋根・天井	床
標準	102,000円/戸	36,000円/戸	61,000円/戸
部分断熱の場合	51,000円/戸	18,000円/戸	30,000円/戸

③エコ住宅設備の設置

節水型トイレ、節湯水栓については、設置を行った設備の種類に応じた補助額にその台数を乗じた補助額を算定し、それらを合計した補助額とします。

エコ住宅設備の種類	太陽熱利用システム	節水型トイレ		高断熱浴槽	高効率給湯機	節湯水栓
		掃除しやすい機能を有する	左記以外			
補助額	24,000円/戸	19,000円/台	17,000円/台	24,000円/戸	24,000円/戸	5,000円/台

LIXIL

※令和3年12月27日国土交通省発表資料より引用

22

エコ住宅設備の基準（抜粋）

※詳細は国交省発表資料にてご確認ください

対象設備	基準
節水型トイレ	JIS A 5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「洗浄弁式節水Ⅱ形大便器」。JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ形大便器」又はJIS A5207:2019に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有すること。 掃除しやすい機能を有するもの以外 掃除しやすい機能を有するもの 上記の節水に関する基準に加え、1. ~ 3. のいずれかを満たすトイレであること。 1. 総高さ700mm以下 に低く抑えていること。 2. 背面にキャビネット （造作されたものを除く）を備え、洗浄タンクを内包していること。 3. 便器ボウル内を 除菌※する機能 を備えていること。
高断熱浴槽	JIS A 5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
節湯水栓	JSI B2016:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。

※第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。

LIXIL

※令和3年12月27日国土交通省発表資料より引用

23

④子育て対応改修

(i) 家事負担の軽減に資する設備の設置

住宅設備の種類	補助額	
ビルトイン食器洗機	19,000円/戸	
掃除しやすいレンジフード	10,000円/戸 ※1	
ビルトイン自動調理対応コンロ	13,000円/戸 ※1	
浴室乾燥機	20,000円/戸	
宅配ボックス	住戸専用の場合	10,000円/戸
	共用の場合 (最大20まで)	10,000円/ボックス ※2



※1 (iv)の「キッチンセットの交換を伴う対面化改修」で補助金が交付される場合、本項目は補助の対象とはなりません。
※2 例えば、1つの宅配ボックスに4つのボックスが設置されている場合は、40,000円になります。

LIXIL

※令和3年12月27日国土交通省発表資料より引用

24

家事負担軽減設備の基準

※詳細は国交省発表資料にてご確認ください

対象設備	基準
ビルトイン食器洗機	電気用品安全法に規定する「電気食器洗機」で、 組込型 であること。
掃除しやすいレンジフード	次の1.~3.のすべてを満たすものであること。 1. 電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。 2. レンジフードのファンの形態が「遠心送風機型」であること。 3. 次のa~dのいずれかの部品を備えている場合にそのすべてが①又は②の仕様構造になっていること。 a) 整流版 b) グリスフィルター c) ファン d) 油受け皿 ①工具を使用することなく、 使用者が着脱可能であること で、 洗い掃除を可能としているもの ②レンジフードの清掃の際、水（ぬるま湯）や台所用洗剤によって、油煙汚れを除去し易くする目的で、「はつ油（性）処理」「親水（性）処理」又は「ホーロー（珪瑯）処理」のいずれかの表面処理を施したものであること。
ビルトイン自動調理対応コンロ	JIS S2103に規定する「ガスコンロ」又は、電気用品安全法に規定する「電磁誘導加熱式調理器」のうち、組み込み型で1. および2. の機能を有すること。 1. コンロ部に、設定した温度に自動で調節する 自動温度調節機能 があること。 2. コンロ部又はグリル部に、調理開始から調理終了まで 手動で操作を行わずに調理する自動調理機能 があること。尚、 炊飯機能を必須 とする。
浴室乾燥機	電気用品安全法に規定する「電気乾燥機」、「換気扇」又は「ファンコイルユニット及びファン付コンベクター」で、乾燥運転時に、換気運転（換気扇との連動も可）と連動し、 温風で浴室内や浴室内に干された衣類の乾燥を行うもの （浴室内の天井に設置されたものに限る。）であること。
宅配ボックス	次の1. ~ 4. のすべてを満たすものであること。 1. 保安性、保管箱の防水性等の機能が確保されていること。 2. 保管箱の剛性、錠の施錠強さ等の機械的な抵抗力及び安全性が確保されていること。 3. 使用時の安全性及び保安性が確保されていること。 4. 表面の抵抗性、部材の耐久性が確保されていること。

LIXIL

※令和3年12月27日国土交通省発表資料より引用

25